

平成 16 年 12 月 22 日

金融庁監督局銀行第一課 御中

全 国 銀 行 協 会

「信託会社等に関する総合的な監督指針（案）」に対する意見等の提出について

本日、当協会では、平成 16 年 12 月 9 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成 16 年 12 月 22 日

「信託会社等に関する総合的な監督指針(案)」に対する意見等

今般、「信託会社等に関する総合的な監督指針(案)」に対する意見等を下記の通り取纏めました。何卒ご高配賜りますようお願い致します。

3 - 3 - 5 関連

- ・ 信託業務の一部を第三者に委託する場合、信託契約等において、信託業法第 22 条第 1 項等で規定される内容の一部を軽減することについて、委託者の意思が明確である場合であって、委託する業務の内容および委託先の業務遂行能力等に照らして問題がないと考えられるものについては、そのような取り扱いを許容されるよう要望する。
- ・ 受託者に信託財産の処分に係る権限がない信託において、その権限を有する者（指図権者）からの指図に基づき、証券会社等から取得した有価証券の保管を当該証券会社等に保護預り約款に従って委託する場合は、当該行為は信託業務の一部の委託には該当しない旨を明確にされるよう要望する。
 - このような場合においては、委託先は指図権者の指図により受動的に決定されるものであり、従って信託契約において法第 22 条第 1 項第 1 号に規定する事項を定めることもできず、さらに標準的な保護預り約款においては利金・配当金の代理受領のような受動的・単純な行為以外は認められていないため。
- ・ 流動化業務においては、委託者（オリジネーター）がサービサーに就任することが一般的であるが、このような行為が「信託業務の委託」に該当することとなれば、当該委託者（オリジネーター）が中小企業等である場合、当該委託者に過度な負担をかけることになる。また、受益者は委託者（オリジネーター）に関わるリスクを含め、投資判断を行っていることが一般的と考えられる。こうしたことから、委託者（オリジネーター）に業務を委託する場合には、本規定の対象外とすることを要望する。
- ・ 委託者指図型投資信託の受益証券の保管を当該受益証券の販売を行った業者へ委託

することが法第 22 条第 1 項の「信託業務の一部の委託」に該当する場合には、投資信託受益証券が振替制度に移行するまでの間、信託業務の一部の委託に該当しない旨の経過的な取扱いを要望する。

- 投資信託受益証券の保護預り制度は、顧客にとって利便性が高く、広く普及しており、受益証券が現物で流通することは極めてまれであること、これが「信託業務の一部の委託」に該当し、かつ、何らかの経過的な取扱いが認められない場合には、保護預り約款変更に関して相当な事務負担が生じること、による。

9 - 2 - 5 関連

- ・ (2) イ . d において「信託契約代理業務に係る営業の担当者は、信託業務等に関する知識を有する者であるか」とあるが、現行の事務ガイドライン第一分冊 2 - 3「代理店関係」のなかで「信託業務を行う各営業拠点において、信託業務を行う部門に信託業務に係る知識を有する者を配置することとなっているか」とされていることに鑑みれば、大幅な変更となっている。

本項を含む(2)「業務遂行能力の審査」に関し、「申請者が行おうとする信託契約代理業務の規模・特性」には、新信託業法附則第 16 条第 4 項により法施行日において法第 67 条第 1 項の内閣総理大臣の登録を受けたものとみなされる信託契約代理店においては、旧法下において信託業務に係る代理店が適切に運営されてきた経緯を勘案されるよう要望する。

10 - 2 - 1 関連

- ・ 信託受益権の保有者が、信託受益権販売業者や特別目的会社に信託受益権を譲渡した後に、当該信託受益権販売業者が投資家に販売する場合、あるいは、当該特別目的会社が当該信託受益権を引当に実質的な受益権を募る場合には、当該保有者自体は販売を行わないものとして信託受益権販売業の登録は要しないものとするが、よいか(確認)

以 上